

株式会社ジュエルセブン

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮して、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、  
次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和6年11月1日～令和8年10月31日
2. 目標の取組み内容・実施時期

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指して、  
育児休業制度等のパンフレットを活用して、社員に配布して制度周知を図る

<実施時期・取組内容>

- 令和7年1月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進  
するため、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- 令和7年4月～ 制度に関する資料を活用して、社員に配布して、育児休業制度の  
周知を図る

目標2：社員の子どもや関係者が職場見学をできる機会の実施を検討する

<実施時期・取組内容>

- 令和7年1月～ 職場見学について、社員と実施について検討をする
- 令和7年2月～ 職場見学をする場合の見学内容について社員と検討する
- 令和7年4月～ 職場見学の希望があった場合に、実施を検討して受入れ可能な  
場合に実施する